

北相木村公共施設等総合管理計画

平成28(2016)年3月策定

令和4(2022)年3月改訂

北 相 木 村

北相木村公共施設等総合管理計画：目次

第 1 公共施設等総合管理計画について	
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 施設の対象範囲	2
第 2 北相木村について	
1 概況	3
2 沿革	3
第 3 本村を取り巻く社会的状況	
1 人口の動向及び将来の見通し	4
（1）人口・世帯数の推移	4
（2）年齢階層別人口	5
（3）将来人口	6
2 財政状況	7
（1）歳入の状況	7
（2）歳出の状況	8
（3）投資的経費と地方債残高	9
（4）有形固定資産減価償却率	9
3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	10
第 4 公共施設等の現況及び将来の見通し	
1 公共建築物（ハコモノ施設）の状況	11
（1）公共建築物の保有状況	11
（2）築年別整備状況	12
（3）耐震化実施状況	13
2 インフラ施設の状況	14
3 過去に行った対策の概要	15
（1）施設数の縮減	15
（2）各種計画の策定状況	15
4 将来の更新費用の推計	16
（1）長寿命化計画策定による効果額の算出方法	16
（2）公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計	17
（3）中長期的な経費の見込み	18
第 5 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1 計画期間	19
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	20
3 現状や課題に関する基本認識	21
4 公共施設等の管理の数値目標	22
（1）公共建築物保有量の縮減目標	22
（2）インフラ施設	22
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	23
（1）点検・診断等の実施方針	23
（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針	23
（3）安全確保の実施方針	23
（4）耐震化の実施方針	24
（5）長寿命化の実施方針	24
（6）ユニバーサルデザイン化の推進方針	24
（7）統合や廃止の推進方針	25
（8）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	25
6 P D C A サイクルの推進	25
第 6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
1 主な施設類型ごとの方向性	26
（1）村民文化系施設	26
（2）社会教育系施設	27
（3）スポーツ・レクリエーション系施設	28
（4）学校教育系施設、子育て支援施設	29
（5）保健・福祉施設、医療施設	30
（6）行政系施設	31
（7）公営住宅	32
（8）その他	33
（9）インフラ施設	34

第1 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

北相木村では、各種利用需要に対応するため公共建築物やインフラ施設の整備が行われてきました。しかし現在、人口減少や少子高齢化が進み、社会の構造や住民ニーズの変化に伴い、公共施設等に対する利用需要も変化することが予想される中、公共サービスのあり方を改めて見直すことが必要になってきます。

また、これまでに整備してきた公共施設等は、近い将来ほぼ同時期に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面でも、人口減少による村税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う、社会保障関係の扶助費等経費の増加などにより、財政状況が悪化することが見込まれ、公共施設等の更新に係る費用を適正な水準に抑えることが課題となっています。

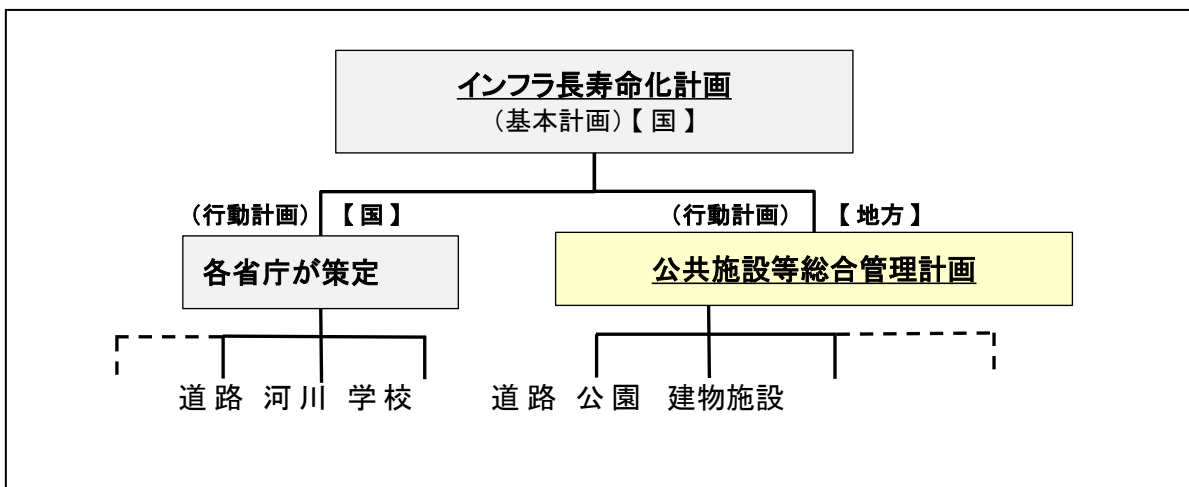
こうした状況の中、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設等の全庁的、総合的な管理を推進するため、北相木村公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、既存の公共施設等の機能を安全で快適に利用できる状態を維持するための基本的な考え方を示したものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

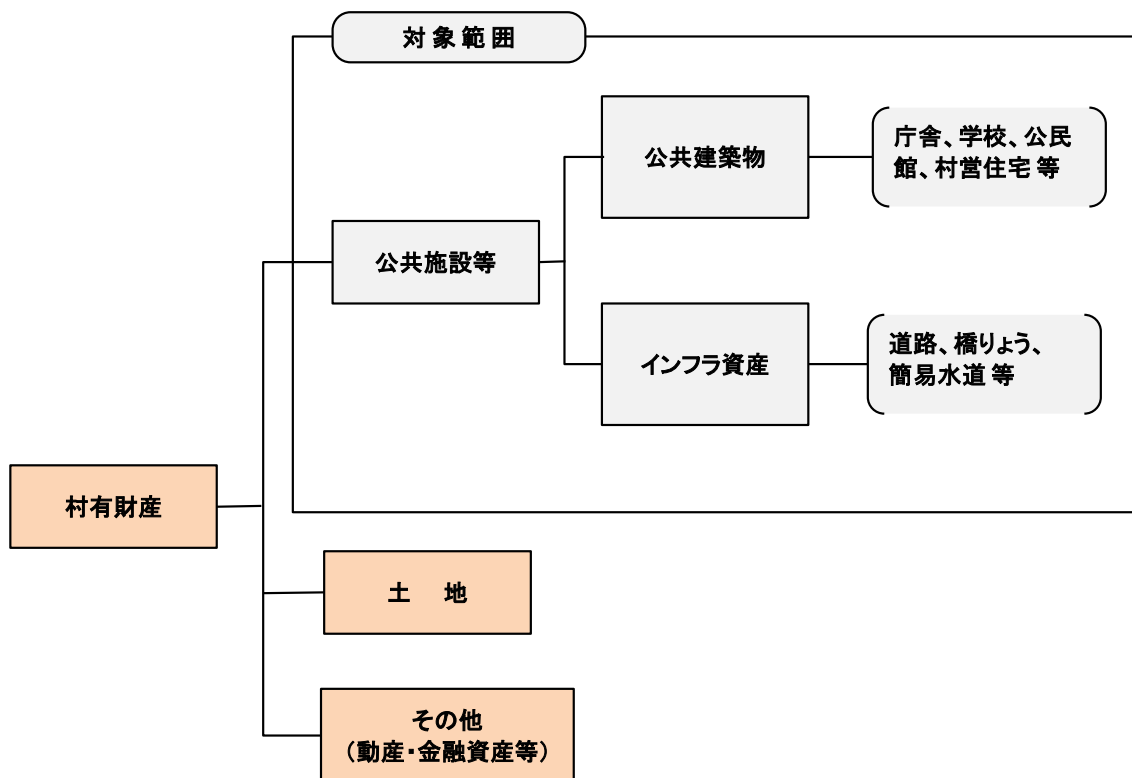
◆図表 1-1 本計画の位置づけ



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、令和3（2021）年3月末時点の本村が所有する学校・公営住宅・庁舎等の建築物系施設や道路、橋りょう、簡易水道等のインフラ施設を対象とします。

◆図表 1-2 対象範囲の略図



第2 北相木村について

1 概況

北相木村は、県の東端に位置し、北から西、南にかけて佐久穂町、小海町、南相木村に、東は群馬県上野村に接しています。村域は東西 12.5 km、南北 4.6 km にわたっており、総面積は 56.32 km² です。

御座山や秩父山系などの高山が囲み、村の面積の約 9 割が山林等で占められており、標高は 900m を超えています。標高 2,112m の御座山に端を発する相木川が村の中央を流れ、数々の支流では三滝などの名勝をかたちづくっています。



2 沿革

縄文時代には、この地に人々が暮らしていたことが明らかになっています。村内から発見されている土器は、栃原遺跡から出土のものが縄文早期の土器で最も古く、灰中の炭化物の含む放射能の測定によると今から 8,650 年前頃という時代が判明しました。

1565 年（永禄 8 年）信濃国佐久郡相木村が南北に分立して北相木村となり、1889 年（明治 22 年）町村制の施行により、単独で自治体を形成し今日に至っています。

第3 本村を取り巻く社会的状況

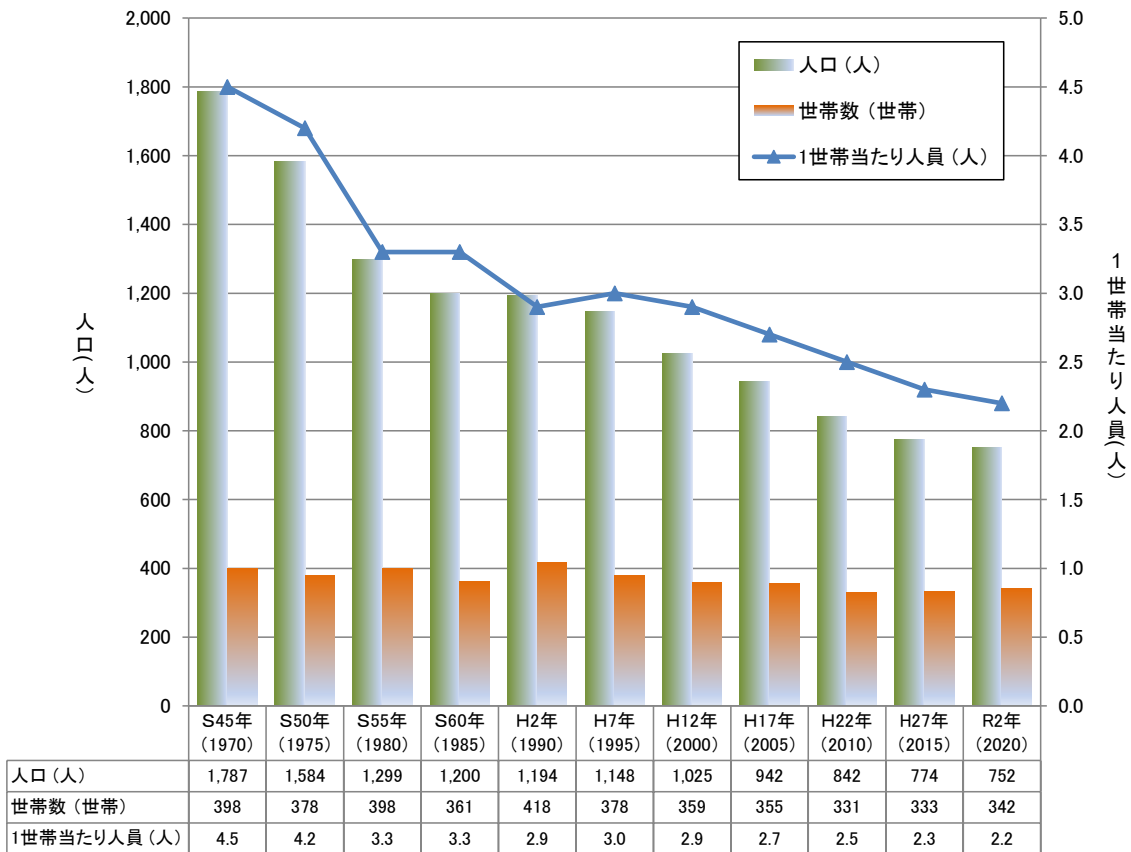
1 人口の動向及び将来の見通し

(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本村の人口・世帯数の推移をみると、令和2（2020）年の人口は752人で45年前の昭和50（1975）年と比較して半減しています。世帯数は、昭和45（1970）年以降平成2（1990）年を除き、400世帯未満で推移しています。

また、1世帯あたりの人員も総じて減少傾向にあり、平成7（1995）年以降3人を下回り、令和2（2020）年の一世帯当たり人員は2.2人となっており、単身世帯や二人暮らしの世帯の割合が高まっています。

◆図表 3-1 人口・世帯数の推移



(2) 年齢階層別人口

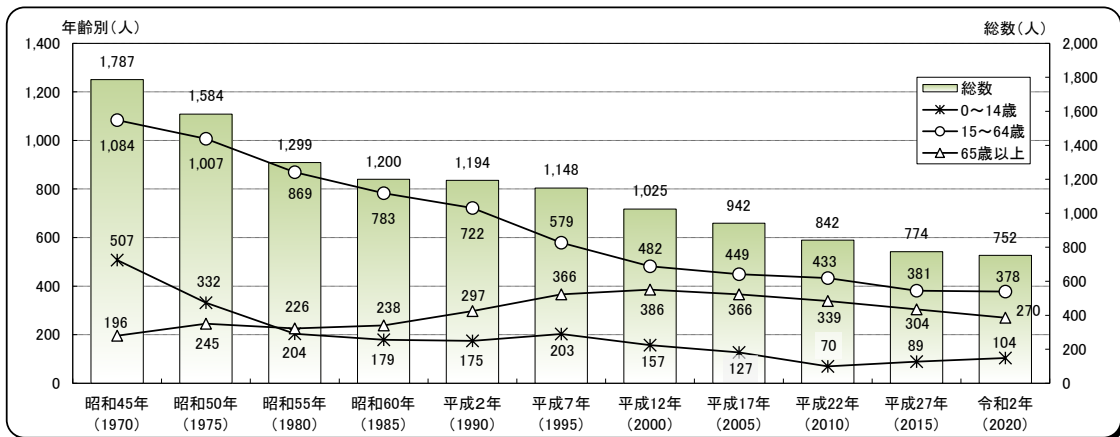
年齢3区分別人口推移をみると、年少人口(15歳未満)は減少傾向にありましたが、平成2(1990)年から平成7(1995)年にかけて、昭和55(1980)年当時とほぼ同数の203人まで増加しましたが、以降は急激に減少しています。

生産年齢人口(15~64歳)は一貫して減少しつづけており、令和2(2020)年には378人と、村の人口の半数にまで減少しています。

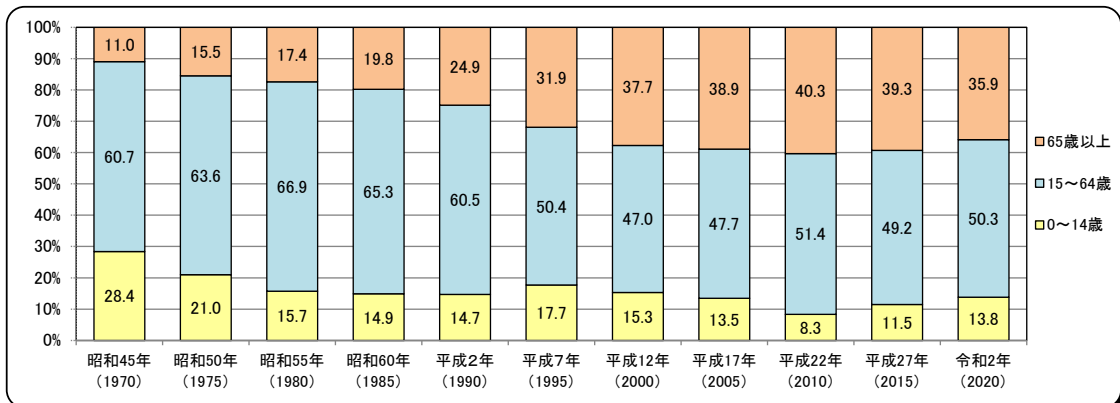
老年人口は昭和50(1975)年には245人と、村人口に占める割合は15.5%であったのに対し、令和2(2020)年では270人(35.9%)と増加していますが、平成12(2000)年をピークに減少に転じています。

令和2(2020)年の年齢別人口の構成比は、年少人口が13.8%、生産年齢人口が50.3%、老年人口が35.9%となっており、老年人口比は県平均(32.0%)と比べると高い割合となっていますが、郡部平均(36.1%)、南佐久郡平均(36.3%)を下回っています。

◆ 図表 3-2 年齢階層別人口の推移



◆ 図表 3-3 年齢階層別人口構成比の推移

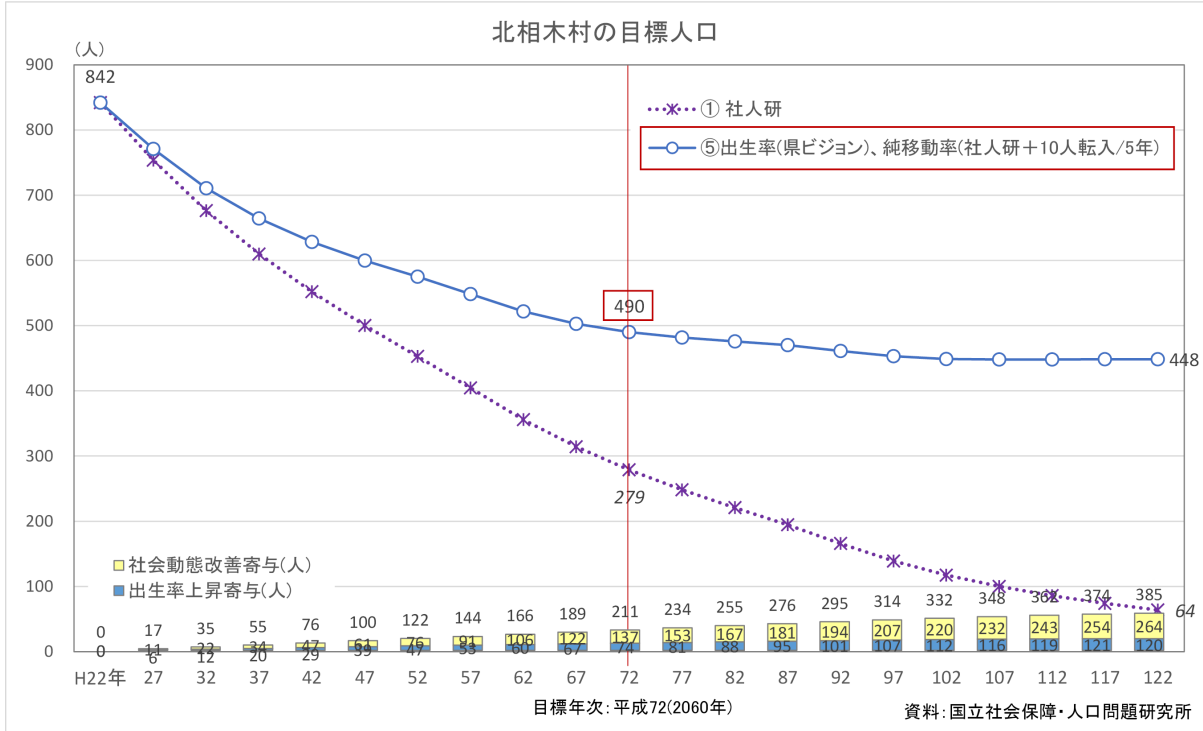


注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

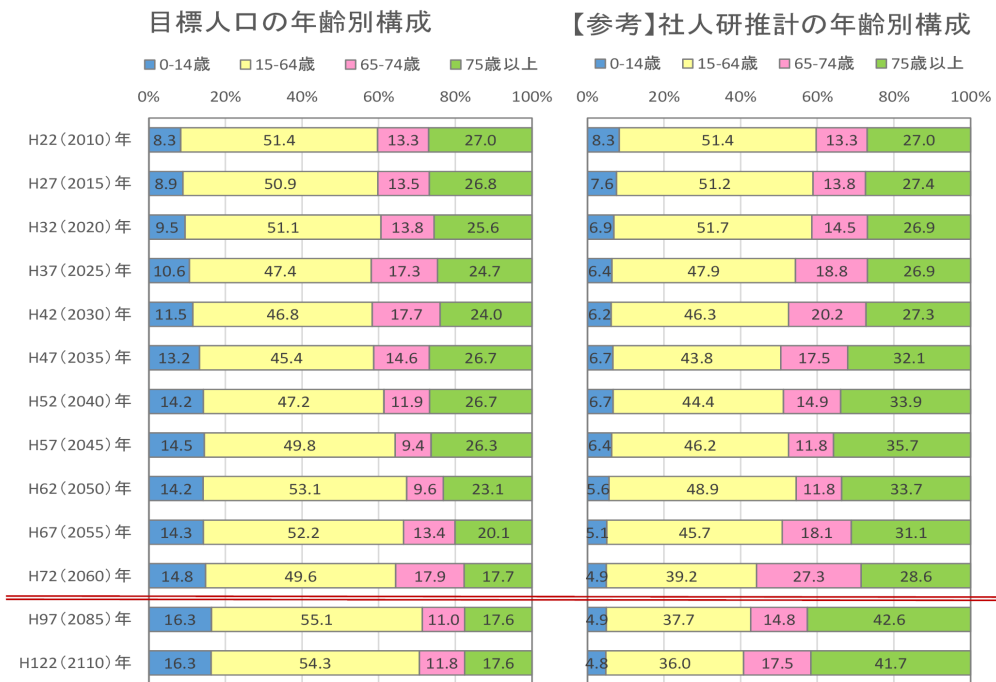
(3) 将来人口

「北相木村まち・ひと・しごと人口ビジョン」(H27.10)の将来の人口展望では、目標年次の令和42(2060)年の総人口を500人弱の人口を維持し、100年後も平成22(2010)年の半数以上の人口を維持することを目指しています。

◆図表 3-4 目標人口と将来推計の比較 (北相木村まち・ひと・しごと人口ビジョン)



◆図表 3-5 年齢別構成の目標人口と将来推計の比較 (北相木村まち・ひと・しごと人口ビジョン)



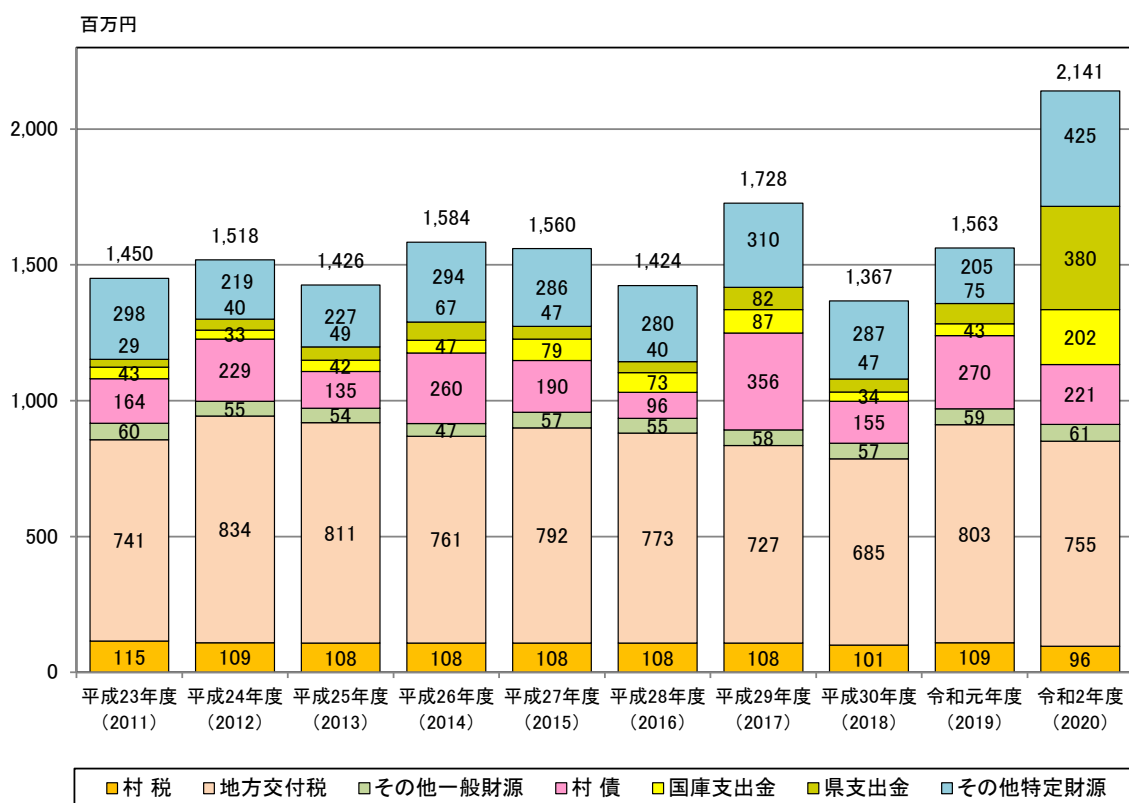
2 財政状況

(1) 歳入の状況

本村の歳入総額は、平成23（2011）年度から令和元（2019）年度までは、14～17億円で推移していましたが、令和2（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染症対策関連及び令和元年東日本台風（台風第19号）災害復旧の影響もあり21億円となっており、前年度と比べて37%の増加となっています。

歳入の内訳をみると、村税収入は平成23（2011）年度より概ね1億円前後で推移しており、令和2（2020）年度の歳入に占める村税の割合は4.5%となっています。今後、超高齢社会が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、村民税の増収は期待できない状況にあります。一方、地方交付税は、7～8億円で推移しており、令和2（2020）年度で歳入全体の35.3%を占めていることから、地方交付税への依存度が大きい財政体質となっています。

◆図表 3-6 歳入決算額の推移（普通会計）



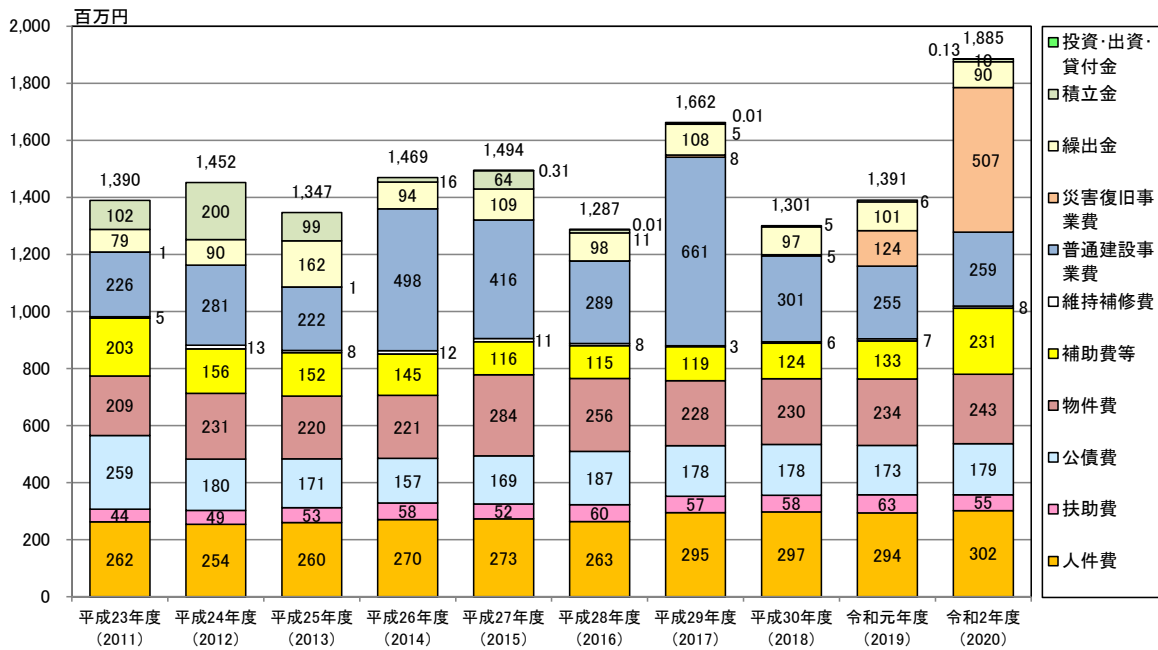
注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(2) 歳出の状況

歳出の内、義務的経費について、人件費、公債費は横ばい傾向、社会保障関係の扶助費は増加傾向で、平成25(2013)年度以降0.5億円以上を推移しており、今後も高齢化の進展により、医療費等の社会保障費の増加が見込まれます。経常的経費の物件費は平成23(2011)年度以降2.5億円前後を推移しており、令和2(2020)年度の補助費等は、新型コロナウイルス感染症対策関連の影響で前年度の1.7倍の2.3億円となっています。また、投資的経費(普通建設・災害復旧事業費)は、年による変動がみられ、平成29(2017)年度を除き、概ね2~5億円を推移していましたが、令和2(2020)年度は、令和元年東日本台風(台風第19号)災害復旧の影響もあり、7.7億円となっています。今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加が見込まれ、それに伴う財源の捻出が課題となります。

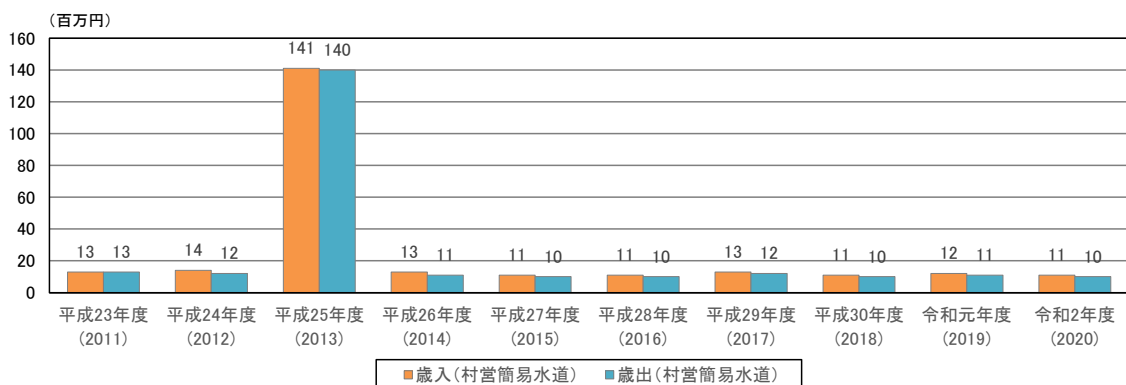
また、村営水道事業における歳入及び歳出の推移をみると、平成25(2013)年度を除き、概ね10~14百万円の財政規模で推移しています。

◆ 図表 3-7 歳出決算額の推移(普通会計)

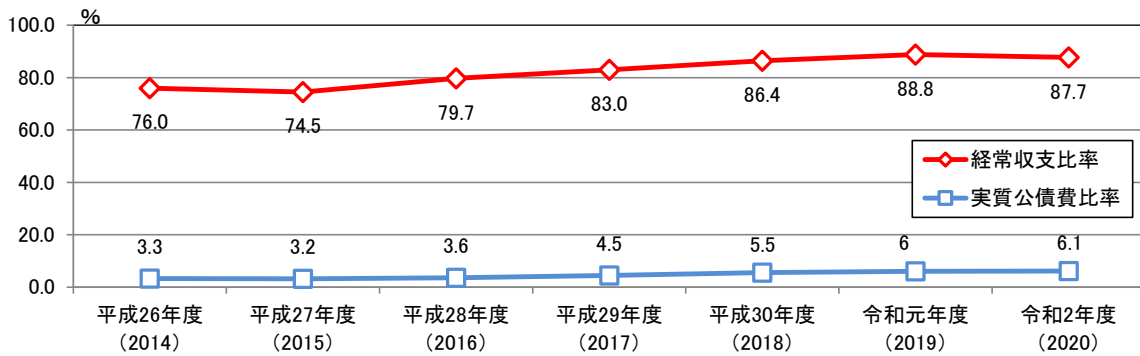


注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆ 図表 3-8 村営簡易水道事業の推移(特別会計)



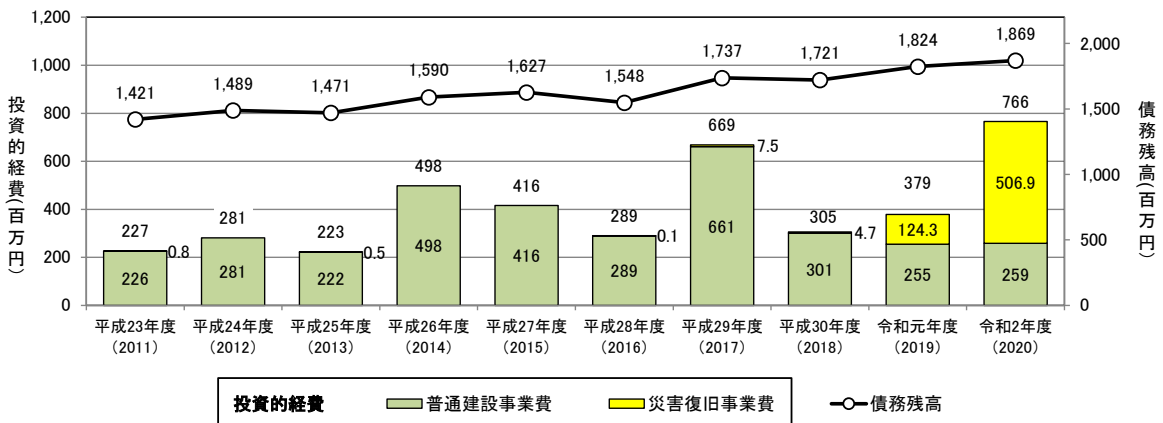
◆ 図表 3-9 財政指標



(3) 投資的経費と地方債残高

公共施設等の整備に充てた借入金である地方債の債務残高は、平成 23 (2011) 年度以降増加傾向にあり、令和 2 (2020) 年度は 18.7 億円、前年に比べ 0.5 億円増加しています。

◆ 図表 3-10 投資的経費と地方債残高の推移



(4) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表しています。数値が 100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることになります。

ア 普通会計

有形固定資産減価償却率は、全国平均、長野県平均、類似団体より低い水準にありますが、既に耐用年数を経過した資産も多く、今後も耐用年数を迎える資産が増え続けるため、更新投資の財源確保が課題になっています。

令和元 (2019) 年度末時点の本村における有形固定資産減価償却率 (建物) の最も高い施設は、100.0%の認定こども園・幼稚園・保育所で、次いで高いのは 79.1%の学校施設となっており、最も低いのが公営住宅で 48.9%となっています。

イ 公営事業会計

(水道事業の簡易水道事業については該当数値なし。)

◆図表 3-11 施設類型別の有形固定資産減価償却率の推移

分類名		有形固定資産減価償却率(%)				
		平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	
普通会計	有形固定資産減価償却率 全体	全国平均	-	-	-	63.4
		長野県平均	-	-	-	60.9
		類似団体内平均値	56.3	57.6	58.8	59.5
		北相木村	54.7	55.0	55.7	57.8
	公 営 住 宅	60.6	48.8	48.5	48.9	
	認 定 こ ど も 園 ・ 幼 稚 園 ・ 保 育 所	100.0	100.0	100.0	100.0	
	学 校 施 設	69.2	71.5	73.7	79.1	
	公 民 館	65.5	68.1	70.7	73.3	
	体 育 館 ・ プ ー ル	46.2	48.4	50.6	52.8	
	福 祉 施 設	49.9	52.1	54.4	56.8	
	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	-	47.8	52.2	-	
	消 防 施 設	51.7	54.0	55.5	57.2	
	庁 舎	49.8	52.6	55.6	60.7	
道 路	46.4	48.2	49.8	52.0		
橋 り ょ う ・ ト ン ネ ル	44.7	45.5	47.0	48.2		

出典：長野県市町村財政状況資料集
経営比較分析表

3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、生産年齢人口は年々減少している状況であり、このことは自主財源となる村税の減収につながり、歳入の約5割を占める地方交付税については、その算定が国勢調査における総人口が重要な基礎数値となっていることから、総人口の減少に伴う地方交付税の減少が予想されます。また、法人村民税については、企業業績の影響を大きく受けるため、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できないことなどから、本村一般財源総額の大幅な増額は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費、公債費については横ばい傾向にあり、経常的経費の物件費も横ばい傾向にあるものの、今後も高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加していくものと考えられます。

以上のことから、本村の財政状況は、今後、より厳しいものとなっていくと考えられます。公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、施設の集約化、複合化、廃止や用途変更するなど、施設機能を維持し、保有量の縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

また、国や県による財政的支援や技術的支援の活用、村債の適正な運用と交付税措置のある有利な起債（公共施設等適正管理推進自業債等）の活用、公共施設等整備基金の計画的積み立てなどにより財源の確保を図るとともに、村独自の施策を組み合わせ、継続してコスト削減に努めていく必要があります。

第4 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物（ハコモノ施設）の状況

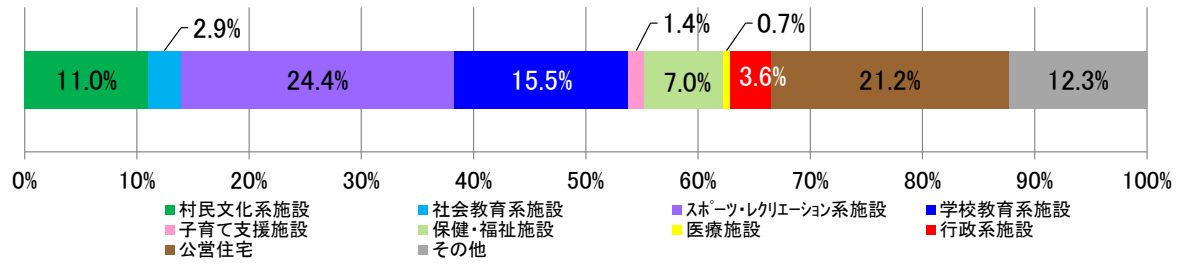
（1）公共建築物の保有状況

本村が保有する公共建築物の延床面積の合計は 28,615.89 m²であり、その内訳は、スポーツ・レクリエーション系施設が 24.4%と最も多く、次いで公営住宅が 21.2%、学校教育系施設 15.5%、と続き、この3分類で全体の約6割を占めていることがわかります。

◆図表 4-1 公共建築物の保有状況の推移

大分類	中分類	延床面積 (m ²)		増減の主な理由
		平成26年度 (2014)	令和2年度 (2020)	
村民文化系施設	集会施設	2,132.32	3,144.36	公民館【行政系施設】から異動。
社会教育系施設	博物館等	833.42	833.42	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	5,000.62	4,366.62	ゲートボール場 白岩【H30譲渡】
	レクリエーション施設・観光施設	2,467.92	2,616.28	コテージ10号、11号【H27建替工事】 コテージ12号、13号【H29建替】
学校教育系施設	学校	2,921.53	3,368.45	小学校 補助調理室【H28建築】。プール 附属棟、屋根付きプール【追加】
	その他教育施設	863.34	1,076.84	山村留学センター宿泊棟【H27建築】
子育て支援施設	幼稚園・保育園 ・こども園	410.40	410.40	
保健・福祉施設	高齢福祉施設	2,006.23	2,006.23	
医療施設	医療施設	187.53	187.53	
行政系施設	庁舎等	865.02	865.02	
	消防施設	156.29	156.29	
公営住宅	公営住宅	5,219.99	6,058.29	白岩3号、4号【H27建築】。山村留学拠点住宅A、B棟【H29建築】。坂上集合村営住宅【H29建築】。坂上1～5号【H28取壊し】。京の岩集合住宅【固定資産台帳精査により減】
その他	その他	2,617.45	3,526.16	加和志湖トレ【H29建替】 北相木村農産物等直売所【H26建築】 宮ノ平防災倉庫【H26建築】 下新井防災倉庫【H27建築】 北相木木材センター【追加】 白岩防災倉庫【R2建築】、住宅白岩R2、教員住宅坂上R1取壊し。
合計		25,682.06	28,615.89	

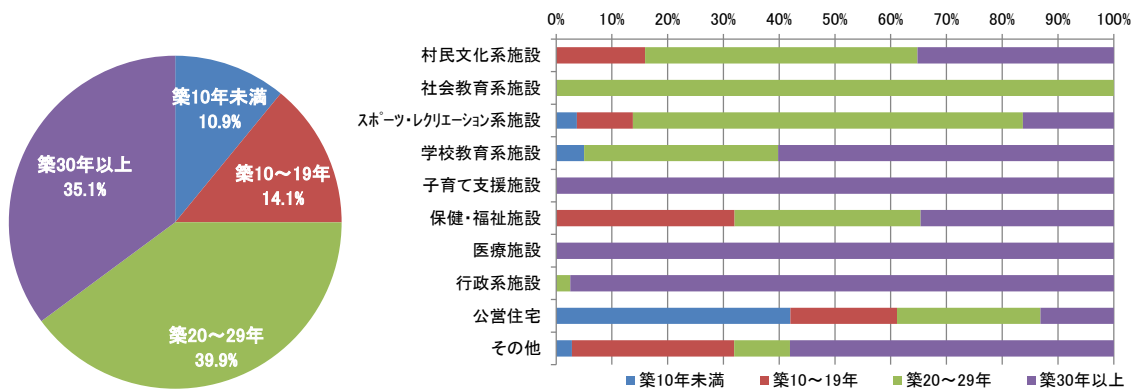
◆ 図表 4-2 公共建築物延床面積の割合



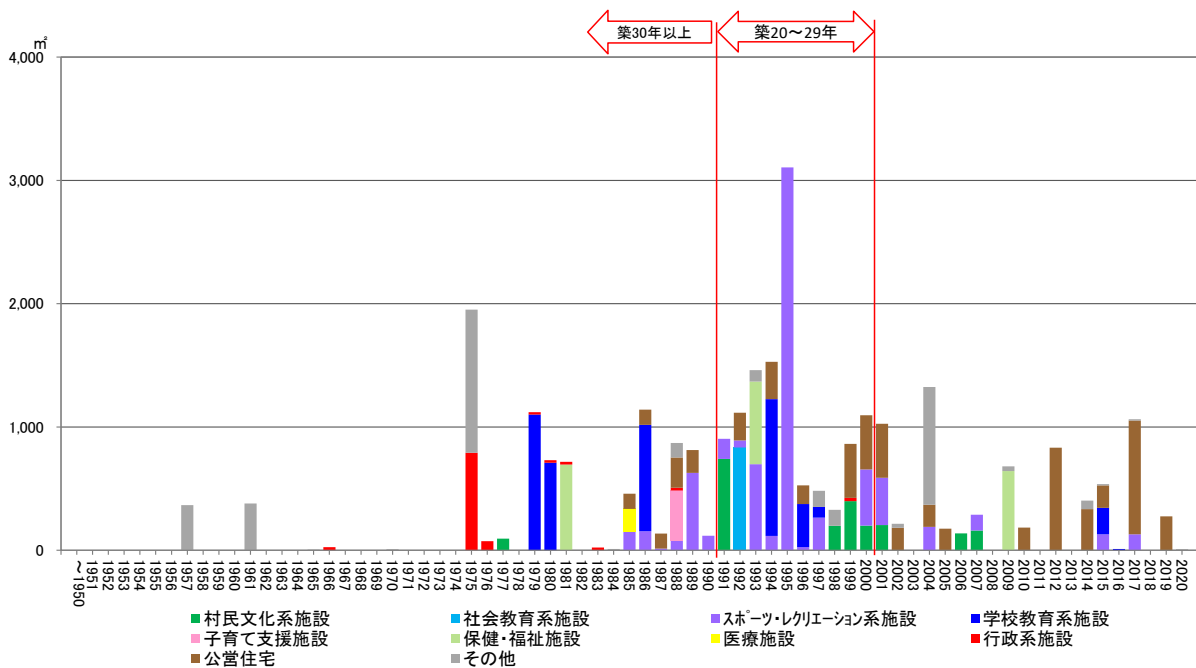
(2) 築年別整備状況

平成 2 (1990) 年以前に建設され、すでに 30 年以上経過している施設 (延床面積ベース) は全体の 35.1%、10 年後に 30 年以上経過となる施設割合は 75.0% となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

◆ 図表 4-3 建築年別延床面積の割合



◆ 図表 4-4 建築年次別延べ床面積の状況

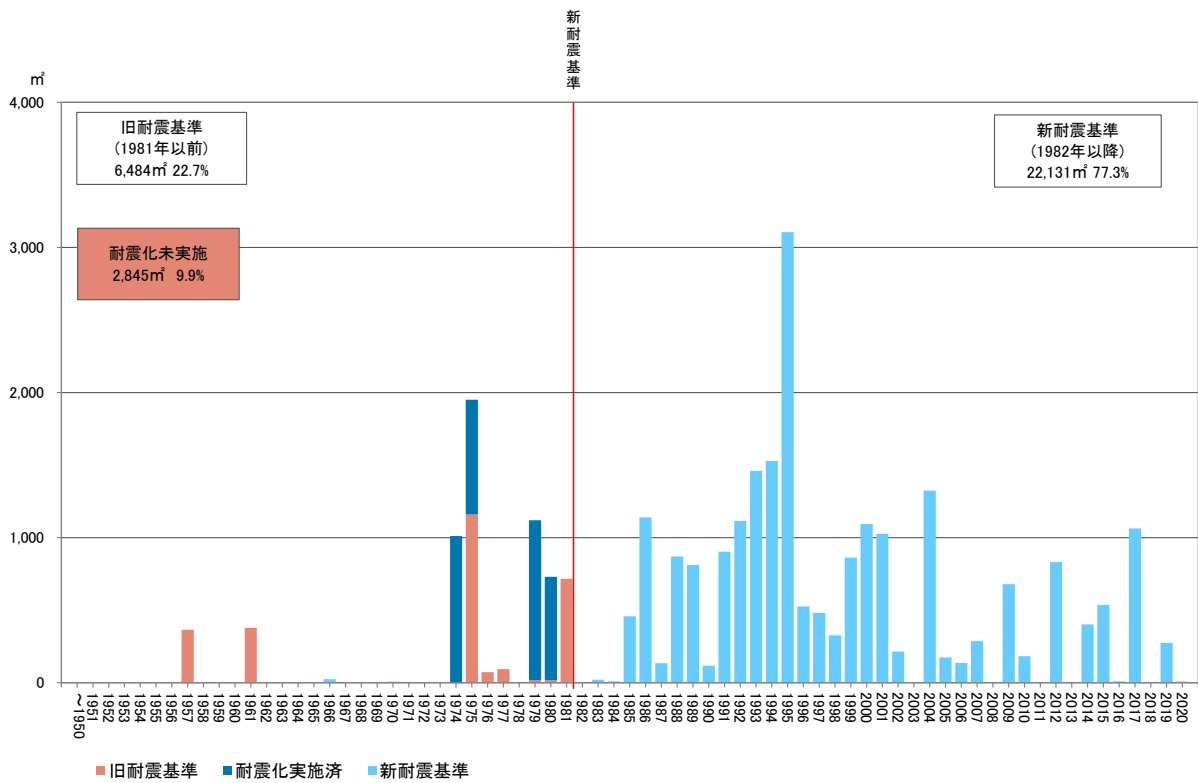


(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の77.3%が新耐震基準による整備、残りの22.7%が昭和56（1981）年以前の旧耐震基準により建築された施設であり、そのうち耐震性なし・未確認の施設は全体の9.9%となっています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◆ 図表 4-5 耐震化実施状況



2 インフラ施設の状況

インフラ施設は、生活や産業の基盤となるとなる公共施設です。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる、財政負担が予想されます。

◆図表 4-6 インフラ施設の保有状況の推移

種別	主な施設	施設数量	
		平成 26 年度 (2014)	令和 2 年度 (2020)
道路	道路延長	233,290m	232,686m
	1 級村道延長	2,766m	2,766m
	2 級村道延長	21,285m	21,280m
	その他村道延長	209,239m	208,640m
トンネル	トンネル数	1 箇所	1 箇所
橋りょう	橋りょう数	38 橋	37 橋
簡易水道	管路総延長	28,775m	34,356m
	導水管	10,879m	13,203m
	送水管	80m	872m
	配水管	17,816m	20,281m
農林道・ 農業水利施設	農道延長	28,751m	28,751m
	農業用水路（頭首工）	4,085m	4,085m
	林道延長	56,674m	56,674m

注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

3 過去に行った対策の概要

(1) 施設数の縮減

計画策定時の平成 27 (2015) 年度から令和 2 (2020) 年度にかけて延床面積で 1,521.15 m²削減しています。

◆ 図表 4-7 除却施設一覧

施設名称	延床面積 (m ²)	建築年度	対策実施年度	対策
公営住宅 坂上 1~5 号	301.50	昭和 57 年度 (1982)	平成 28 年度 (2016)	除却
公営住宅 上ノ段 1 号、2 号	117.60	昭和 56 年度 (1981)	平成 30 年度 (2018)	譲渡
公営住宅 上ノ段 3 号、4 号	117.60	昭和 58 年度 (1983)	平成 30 年度 (2018)	除却
教員住宅 坂上	282.80	昭和 63 年度 (1988)	令和元年度 (2019)	除却
住宅 白岩	67.65	昭和 28 年度 (1953)	令和 2 年度 (2020)	除却
ゲートボール場 白岩	634.00	平成 6 年度 (1994)	平成 29 年度 (2017)	譲渡
合計	1,521.15			

(2) 各種計画の策定状況

◆ 図表 4-8 計画一覧

類型	名称	状況
公共建築物	北相木村公営住宅等長寿命化計画	平成 22 (2010) 年度策定
	北相木村公共施設個別施設計画	平成 30 (2018) 年度策定
トンネル	北相木村トンネル長寿命化修繕計画	平成 30 (2018) 年度策定
橋りょう	北相木村橋梁長寿命化修繕計画	平成 21 (2009) 年度策定 平成 28 (2016) 年度見直

4 将来の更新費用の推計

(1) 長寿命化計画策定による効果額の算出方法

各施設を耐用年数経過時に更新した場合や重大な損傷が生じてから対処する対症療法的な修繕等を実施した場合の必要コスト（単純更新）と、各長寿命化計画で策定された必要コストを比較することにより、将来に係るコストにどれだけの効果が出てくるのかを分析する事ができます。

長寿命化計画未策定またはコスト試算されていない長寿命化計画については、単純更新と長寿命化計画の更新費用は、総務省提供ソフト（以下、「更新費用試算ソフト」という。）を利用します。

◆図表 4-9 更新費用の根拠

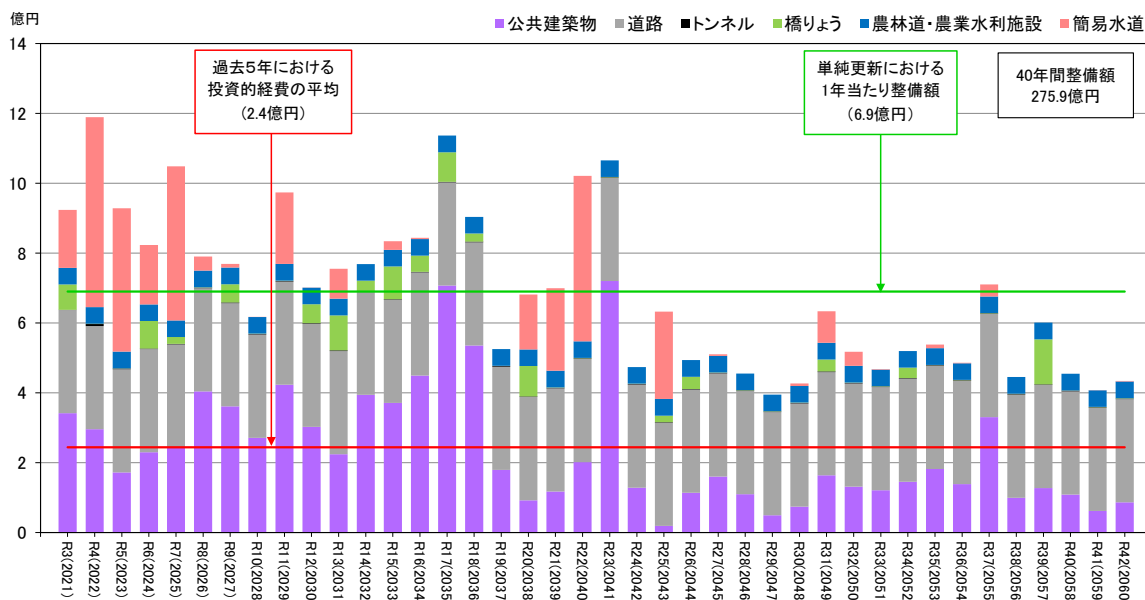
種別	利用データ	
	単純更新	長寿命化計画
公共建築物 (公営住宅以外)	個別施設計画の従来型の事業費	個別施設計画の中・長期計画の事業費
公営住宅	更新費用試算ソフト	単純更新と同額
道路	更新費用試算ソフト	単純更新と同額
トンネル	長寿命化修繕計画の実施計画・定期点検の事業費	単純更新と同額
橋りょう	長寿命化修繕計画の対症療法型の事業費	長寿命化修繕計画の予防保全型の事業費
農林道・農業水利施設	過去5年間の更新費用の平均値	単純更新と同額
簡易水道	更新費用試算ソフト	水道事業経営戦略の年次計画 ※R12以降は単純更新と同額

(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

ア. 将来の更新費用の推計（単純更新）

単純更新における公共施設等の今後40年間の更新費用は275.9億円、年平均で6.9億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均2.4億円と比較して2.9倍になります。

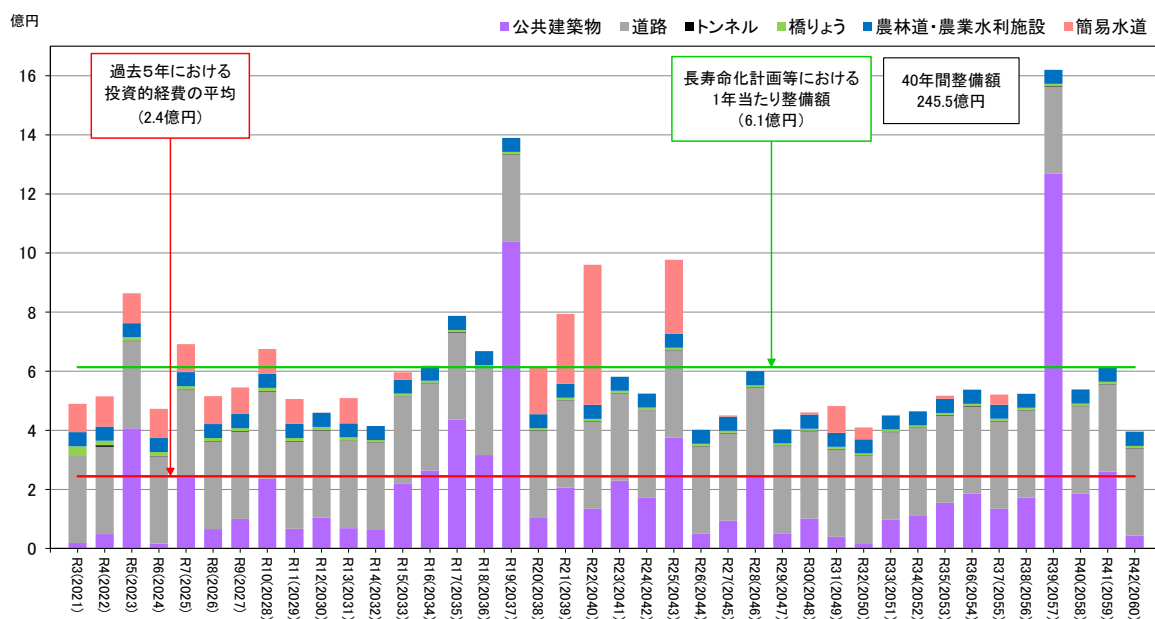
◆ 図表 4-10 将来の更新費用の推計（単純更新）



イ. 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）

長寿命化計画等における公共施設等の今後40年間の更新費用は245.5億円、年平均で6.1億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均2.4億円と比較して2.5倍になります。

◆ 図表 4-11 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）



(3) 中長期的な経費の見込み

施設の長寿命化対策等で実施した場合、今後10年間（令和3（2021）年度から令和12（2030）年度）で約30億円の削減効果が見込まれます。

今後、国・県の財政支援を戦略的に活用していくことが重要になります。

また、年によって更新費用が突出して負担が集中しないよう、平準化を行うことも必要です。

◆図表 4-12 今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（単位：百万円）

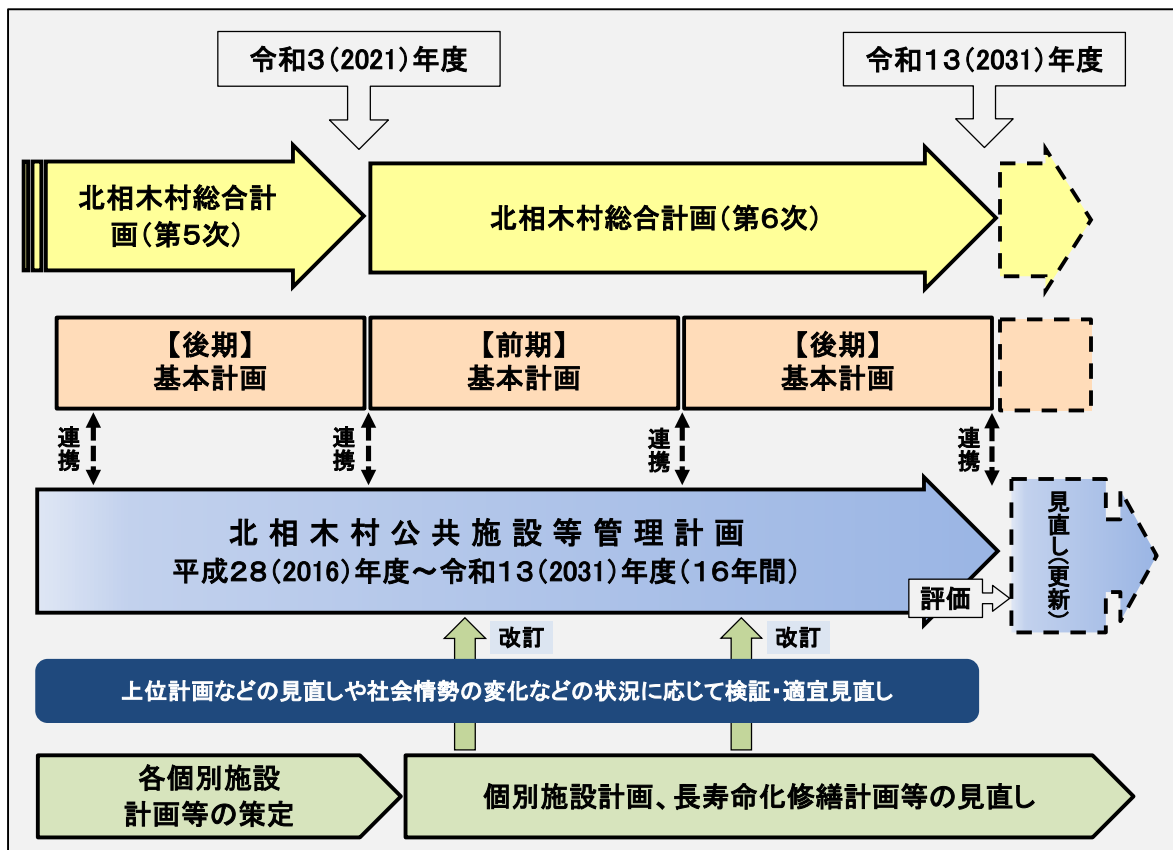
区 分		耐用年数経過時に単純更新した場合(①)	財 源 見 込 み	長寿命化計画 (②)	長寿命対策 等の効果額 (②—①)	現在要して いる経費 (過去5年平均)	
投資的 経費	普通 会計	公共建築物	3,044	地方債 国庫補助等 90～100% 充当	1,305	▲1,739	174
		道 路	2,955		2,955	0	50
		ト ン ネ ル	19		19	0	1
		橋 り よ う	282		132	▲150	17
		農 林 道 ・ 農業水利施設	476		476	0	48
	会公 営事 業計	簡易水道	1,988		847	▲1,141	3
	計	8,764	5,734		▲3,030	293	
維持 補修 費	普通会計	70		70		7	
	公営事業会計	30		30		3	
	計	100		100		10	
合 計		8,864		5,834	▲3,030	303	

第5 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、公共施設等の耐用年数が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、平成28(2016)年度から先40年間を見通しつつ、上位計画である「北相木村総合計画」などと連動しながら、社会経済情勢に的確に対応するため、今後16年間(平成28(2016)年度～令和13(2031)年度)を計画期間とします。令和13(2031)年度は、「北相木村総合計画(第6次)」の最終年次にあたることから、本計画においても令和13(2031)年度を計画の目安として設定しました。以後本村を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえ、取り組み方針や具体的な目標設定など柔軟に対応し、内容の充実を図りつつ本計画の見直し(更新)を実施します。

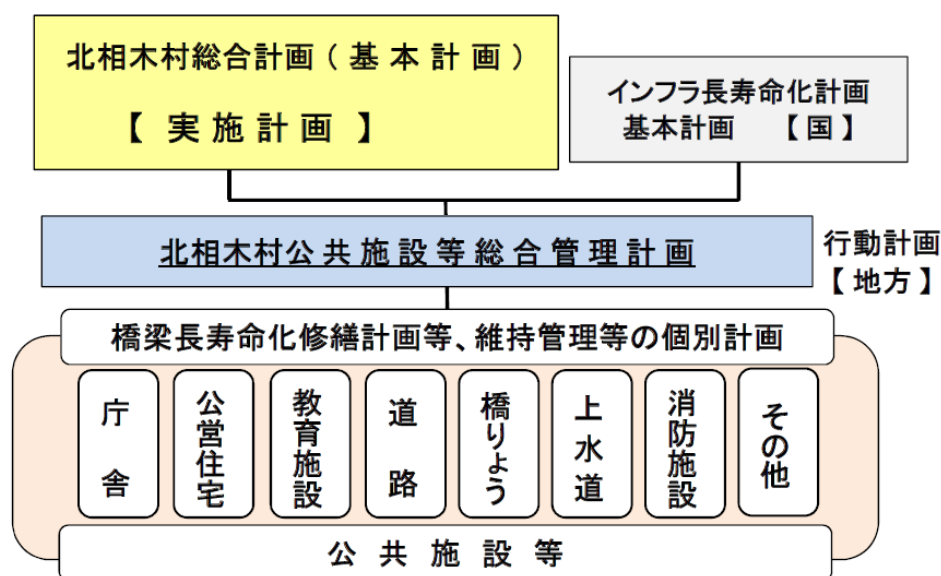
◆図表 5-1 計画期間(北相木村総合計画との関係)



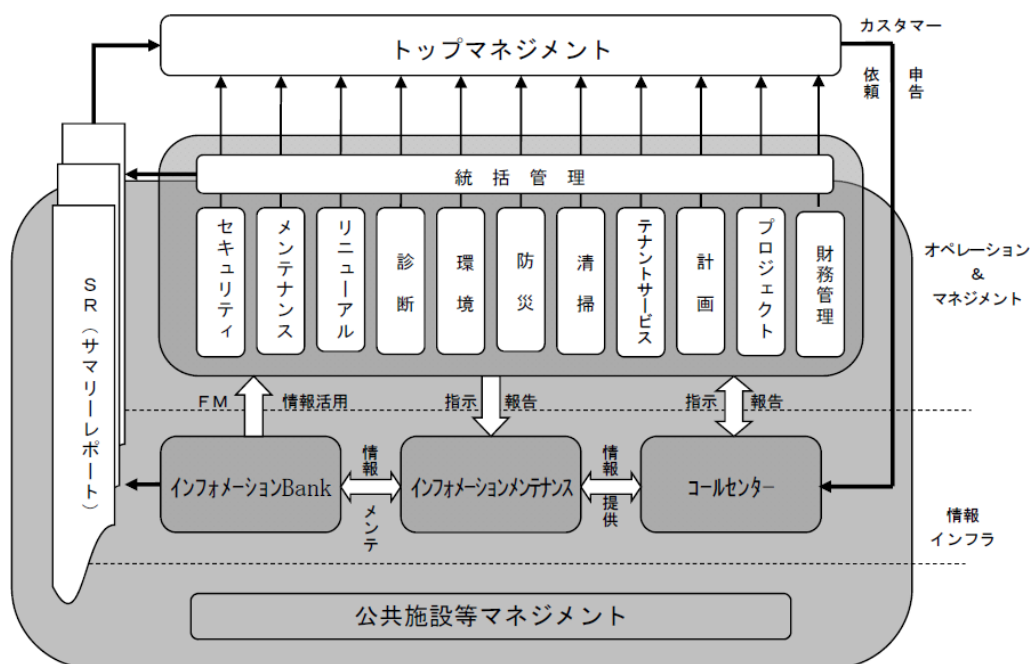
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「北相木村総合計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適正な分析・評価を行うとともに、個別施設計画の進捗管理や固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めるなど、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

◆図表 5-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆図表 5-3 情報の管理と活用の仕組み（イメージ）



3 現状や課題に関する基本認識

人口の減少や少子高齢化の進展、財政状況や予算規模から、現在保有している公共建築物の改修や建替え、インフラ資産の更新を全て行うことは非常に困難であると想定されることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。(数量の適正性)

公共施設等の多くが今後数十年の間に集中して更新時期を迎えますが、施設の品質を適正に保つには大規模な改修や更新が必要となります。(品質の適正性)

生産年齢人口の減少と高齢化により、村税の減少と扶助費の増加が予測される中、今後多くの老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。歳入の減少により、普通建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことも予想されることから、公共施設等の安全性・利便性・快適性等のサービス水準を確保しながら、施設の長寿命化、更新費用の平準化・逓減、さらには、施設の利用状況や、人口規模を考慮した統廃合等に取り組むことにより、次世代の財政負担を軽減する必要があります。(コスト(財務)の適正性)

以上のことから、人口の増減や人口構成の変化に応じて、公共施設等の総量の適正化(削減)を検討することが必要であるとともに、財源に見合う公共施設等の維持・更新を実施し、また公共サービスのあり方についても、公共施設総量の適正化に対応したサービスの提供が必要となります。

4 公共施設等の管理の数値目標

(1) 公共建築物保有量の縮減目標

現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、人口1人あたりが負担する施設の維持更新費は現在以上に増加することになります。

人口1人あたりの負担をこれ以上増やさないためには、維持管理コストの縮減だけでなく、利用需要を考慮する中で施設の総量（延床面積）を減らすことも必要です。

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設等マネジメントを推進するための指標として、計画期間における公共建築物の延床面積の縮減に関する数値目標を「北相木村公共施設個別施設計画」で検討した結果に基づき設定することとします。

公共建築物について、今後、計画期間の令和13（2031）年度までに取壊しを予定している建物が8棟（924.03㎡）で、全体の延床面積の約3%縮減を目標とします。

計 画	取 壊 し 予 定	
	施設数	延床面積
北相木村公共施設個別施設計画	8棟	924.03㎡

(2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、水道管を廃止し、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、インフラ施設の維持・更新等を推進するために策定された各「長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に点検、修繕・更新していくことに重点をおき、業務の見直しによる管理費の縮減を基本とします。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

保守・点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすため、全庁で情報を共有できるようにするための方法や、保守・点検・整備に関する専任部署を置くことなどを検討します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストの縮減を図ります。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PPP・PFI¹などの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討していきます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、施設の利用、効用等の高い施設については、速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を行います。

また、老朽化等により危険性が高く利用率が極めて低い公共施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

¹ PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的活用や行政の効率化を図るもの。

PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(4) 耐震化の実施方針

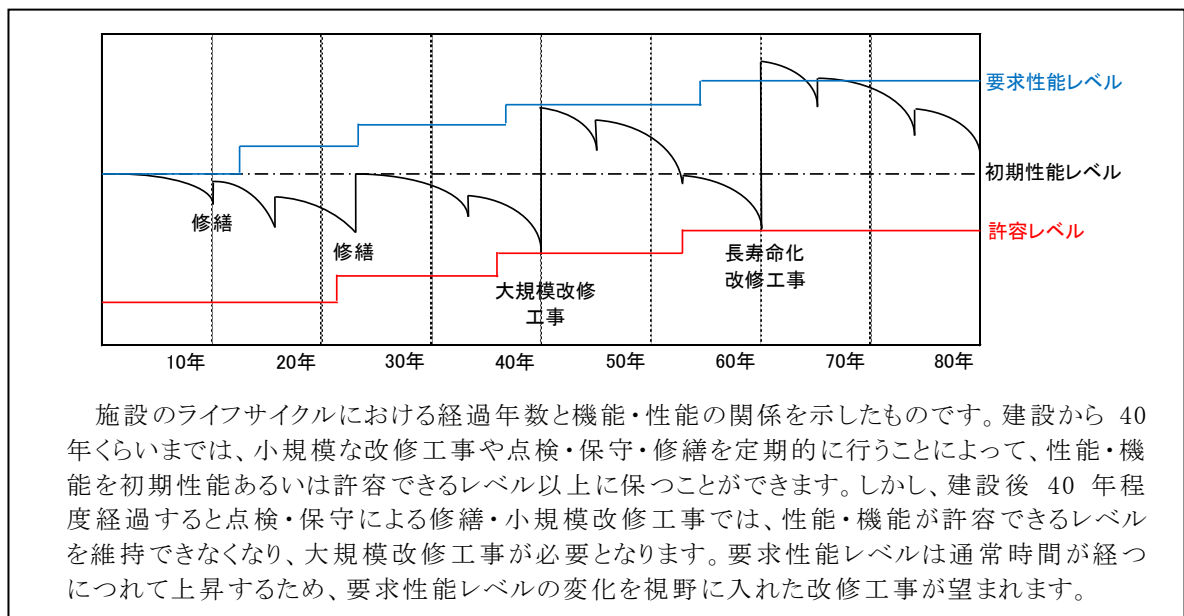
耐震化未実施については、本計画の安全確保の実施方針に基づき、施設の利用、効用等の高い施設については、耐震化率向上を目指し、重点的に対応することとし、施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用を想定した、計画的かつ重点的な耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設等については、劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで公共施設等の長期使用を図ります。

また、既に策定済みの長寿命化計画（個別施設計画）等に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

◆ 図表 5-4 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



(6) ユニバーサルデザイン²化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、村民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、トイレの洋式化や多言語表記案内施設の整備など、公共施設等の質を向上させるため、ユニバーサルデザイン化を推進します。

また、既存施設等についても、利用実態等を踏まえて、適宜、導入を検討します。

² ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

(7) 統合や廃止の推進方針

将来の公共施設等のあり方を検討する中で、施設の移転統合、用途変更、用途廃止も含め、総合的にシミュレーションし、村の将来を見据えた公共施設等の有効利用を図るための、利用再編を進めます。

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

また、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。

なお、未利用財産の利活用については、必要に応じて個別方針を検討することとし、これらの情報を村民に公表することで、公平、公正な手続きのもと積極的な売却又は貸付けを進めます。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

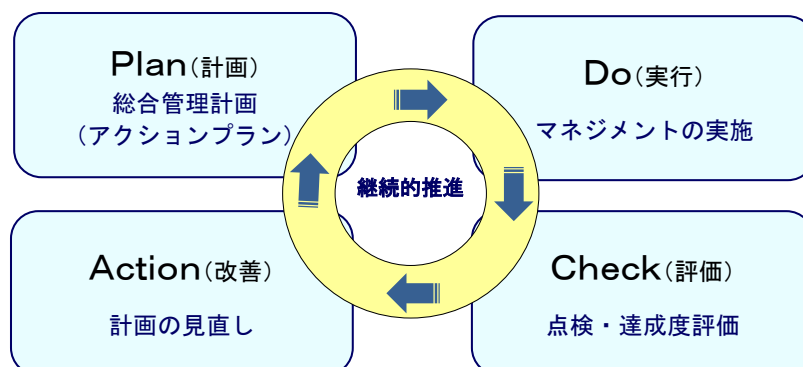
「北相木村総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして企画、財政(予算)等の各課において情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行うなどし、再編計画も見据えた今後の公共施設等のあり方について検討していきます。

6 PDCAサイクルの推進

本計画は、「北相木村総合計画」の実施計画を策定の前提とすることから、基本計画の更新等に合わせ、本計画に掲げた目標を達成するためPDCA（計画・実行・評価・改善）のマネジメントサイクルに沿った進捗管理（フォローアップ）と点検評価を行い、計画の随時見直しと充実に努めます。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会や住民への情報提供及び報告を適宜行うこととします。

◆図表 5-5 PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 主な施設類型ごとの方向性

(1) 村民文化系施設

本村では、各地域に公民館等を保有しています。

それぞれの施設が地域の交流・親睦を深めるために一定の役割を果たしています。

◆図表 6-1 公共建築物（村民文化系施設）の保有状況

村民文化系施設					
区 分	集会施設	棟数	11 施設	延床面積	3, 144. 36 m ²
対象施設	北相木村公民館、公民館「しゃくなげホール」、白岩公民館、山口公民館、下新井公民館、栃原公民館、久保公民館、京の岩公民館、中尾公民館、坂上公民館、宮ノ平公民館				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>地域のコミュニティーを支える施設として、今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。</p> <p>旧耐震基準で耐震化が未実施の建物となっている中尾公民館について耐震化の必要性を検討し、耐震補強が可能な場合は、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>今後建て替等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施するとともに、改修・改築時に合わせてバリアフリー化などの改善をしていきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、施設の複合化・集約化・面積の縮減や廃止等を検討します。</p>					

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設として、北相木村考古博物館を保有しています。

北相木村考古博物館は、建設されてから 20 年以上が経過しているため、今後 10 年の内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-2 公共建築物（社会教育系施設）の保有状況

社会教育系施設					
区分	博物館	棟数	1 施設	延床面積	833.42 m ²
対象施設	北相木村考古博物館				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>今後建て替等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>施設の効果的な運営を図るため、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討します。</p>					

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設として村民交流スポーツセンター、マレットゴルフ場、ゲートボール場、レクリエーション施設・観光施設としては、長者の森を保有しています。

保有する施設については、築10年未満の施設が少なく、施設の多くが今後20年の内に大規模な修繕等が必要になると考えられます。

◆図表 6-3 公共建築物（スポーツ・レクリエーション系施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区分	スポーツ施設	棟数	6施設	延床面積	4,366.62㎡
対象施設	村民交流スポーツセンター（グリーンドーム、管理棟、トイレ・駐車場） 京の岩マレットゴルフ場、 ゲートボール場（坂上）、ゲートボール場（栃原）				
区分	レクリエーション施設・観光施設	棟数	33施設	延床面積	2,616.28㎡
対象施設	長者の森（管理棟、森林交流センター、野外ステージ、ロジ長者の森、 コテージ、バーベキュー施設、炊事棟、トイレ、ミステリー迷路等）				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。

村民交流スポーツセンターについては、計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

今後建て替等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。

【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。

【統合や廃止の推進方針】

利用実績が減少している施設については、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。また、老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設の利用状況や代替機能の可能性などを勘案して、総量抑制方策を検討します。

(4) 学校教育系施設、子育て支援施設

本村には、小学校、山村留学センター、保育園を各1施設保有しています。小学校、保育園については、建設されてから30年以上、山村留学センターは建設されてから20年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-4 公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設）の保有状況

学校教育系施設					
区分	学校	棟数	6施設	延床面積	3,368.45㎡
対象施設	北相木小学校(校舎、体育館、特別教室・給食室棟、補助調理室 屋根付きプール、プール付棟)				
区分	その他教育施設	棟数	2施設	延床面積	1,076.84㎡
対象施設	山村留学センター、宿泊棟				
子育て支援施設					
区分	幼稚園・保育園・こども園	棟数	1施設	延床面積	410.40㎡
対象施設	北相木村保育所				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握していきます。</p> <p>施設の老朽化が進むことから、適時修繕を行い、今後も継続的に活用していく方向で検討しています。</p> <p>児童、園児の安全・安心な環境の確保と、災害時における地域の核となる施設としての機能確保を行うため、施設の耐震化を優先的に進めます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>小学校、保育園施設は、将来的には大規模な改修が必要になることが見込まれます。今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を行います。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>児童、園児の安全な環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>少子化の影響で児童数が減少していく中で、施設の老朽化の状況も踏まえ、今後、近隣の学校との統廃合の必要性について検討することも考えられます。</p>					

(5) 保健・福祉施設、医療施設

本村では、高齢福祉施設は3施設、診療所は1施設保有しています。老人福祉センター「にしまる荘」、北相木村診療所については、建設されてから30年以上、老人福祉複合センター「みどり」は建設されてから20年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-5 公共建築物（保健・福祉施設、医療施設）の保有状況

保健・福祉施設					
区分	高齢福祉施設	棟数	3施設	延床面積	2,006.23 m ²
対象施設	老人福祉センター「にしまる荘」 老人福祉複合センター「みどり」、生活支援ハウス				
医療施設					
区分	医療施設	棟数	1施設	延床面積	187.53 m ²
対象施設	北相木村診療所				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>施設内で行う事業の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>老人福祉センターのあり方は、行政が担う施設サービスの範囲を見極めつつ、民営化を推進するなど、今後の管理運営方法を検討します。</p>					

(6) 行政系施設

庁舎は、今後も、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。

消防車庫は、建築経過年数を考慮して計画的な維持管理に努めます。

◆図表 6-6 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区 分	庁舎等	棟数	2 施設	延床面積	865.02 m ²
対象施設	北相木村役場(庁舎、倉庫等)				
区 分	消防施設	棟数	7 施設	延床面積	156.29 m ²
対象施設	消防車庫(宮ノ平・栃原・白岩・下新井・山口・坂上・京の岩地区)				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。消防車庫は、随時点検を行います。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。</p> <p>消防車庫は、建築経過年数を考慮し、建替や維持管理をしていきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。</p> <p>【長寿命化の実施方針】</p> <p>点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p>					

(7) 公営住宅

本村が管理する公営住宅等で、建築後30年以上になる公営住宅が全体の約13%、築20～29年の公営住宅は全体の約26%となっています。今後、既存ストックを有効に活用することを前提として、計画的に住宅改修・建替えを実施することにより、安全で安心な村営住宅の供給を推進します。

◆図表 6-7 公共建築物（公営住宅）の保有状況

公営住宅					
区分	公営住宅	棟数	52 施設	延床面積	6,058.29 m ²
対象施設	宮ノ平 1・2 号、北宮ノ平 1～4 号、久保 1～4 号、通岩 1～3 号 山口 1～3 号、あたご台 1～4 号、大桑 1・2 号、あたご台 5～19 号 京の岩 1・2 号、京の岩 3・4 号、白岩 1・2 号、大桑 3・4 号 西丸集合住宅（東棟・西棟）、京の岩集合住宅、山村留学拠点住宅（A・B 棟）、坂上集合住宅・物置、西丸村営住宅（A・B・C 棟）				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な村営住宅の供給を推進します。 土地が借地のものもあり、所有者から申出があった場合には施設を撤去することになることから調整が必要になります。</p>					

(8) その他

その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

◆図表 6-8 公共建築物（その他）の保有状況

その他					
区分	その他施設	棟数	20 施設	延床面積	3,526.16 m ²
対象施設	トイレ（三滝駐車場）、避難小屋（御座山）、加和志湖トイレ、旧白岩分校、旧役場、消防車庫（旧久保・旧山口）、教員住宅（久保上・下）、住宅(医師)、太鼓練習場、バス車庫、薪ステーション、旧東電宿舎（宿舎、車庫）、農産物直売所、防災倉庫（宮ノ平・下新井・白岩）、北相木木材センター				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握していきます。 小規模で簡易な建物については、耐震化は行わず必要最小限の点検管理することとします。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。 更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】 今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。 また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な施設の供給を推進します。 その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。</p>					

(9) インフラ施設

ア 道路

道路は、村民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準類の適用を図っていくものとします。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

イ トンネル、橋りょう

トンネル、橋りょうについては、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、「長寿命化修繕計画」を適切に推進することで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路に架かる橋りょうの耐震対策を進めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、「長寿命化修繕計画」等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

ウ 簡易水道

簡易水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を行ってきました。本村の簡易水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

エ 農林道・農業水利施設

農林業の生産性の向上や農用地及び森林の適切な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理や保全対策が必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検、定期的な機能診断により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果や診断結果に基づいた、予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

【安全確保の実施方針】

施設利用者に対する安全誘導の視点から施設を維持していきます。

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

北相木村公共施設等総合管理計画

平成28(2016)年3月策定

令和4(2022)年3月改訂

発行者 北相木村総務企画課

〒384-1201

長野県南佐久郡北相木村 2744

TEL 0267 (77) 2111

FAX 0267 (77) 2879